

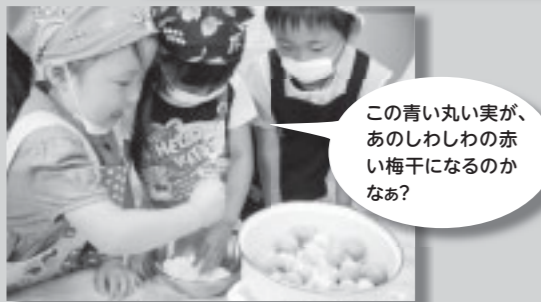


上手に切れてるね。おうちでもやらせてみようかな。。。

包丁使うの難しいなあ。



夏にはみんなで育てたゴーヤを採ったよ!!



この青い丸い実が、あのしわしわの赤い梅干になるのかなあ?

津屋崎保育園では親子で食育に取り組む事を大切にしています。その一環として、6月の保護者参観日に親子でみそづくりを行います。そして、夏・秋と寝かして冬に出来上がったみそを使い、1月の保護者参観日にも親子でだご汁を作ります。自分たちで作ったみそはとてもおいしく、「朝のパン食がごはんともみそ汁

に変わりました」という声も聞かれるほどでした。自分たちで作ったものをおいしく頂くこと、また、それを家庭に持ち帰ることで、家庭での食育にもつながります。家庭の食が個人の食の基本になります。たくさんの方に食に関する体験を親子でする事も大切です。それも食育の一つです。

津屋崎保育園での食育の取り組みを紹介します

毎月19日は「食育の日」です。

**みんなので食育**

●うきうき健康課(ふくとぴあ) ☎34・3351

**行事食**

3月3日はひな祭りです。おひなさまと一緒に菱餅が飾られます。下から白・緑・桃の3色ですが、白は「菱子孫繁栄や長寿」、緑は「よもぎ(香りが強い)」、桃は「邪気を祓う」、桃の桃の花(赤色は魔よけ)という意味があるそうです。

~福津市民の窓口~

**福津市市民課から**

**ごんいちほ!**

●市民課(福間庁舎) ☎43・8127

高額な外来診療を受ける国民健康保険・後期高齢者医療加入者の皆さんへ

昨年4月1日から、高額な外来診療を受けた時に「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」(認定証などを提示すれば、医療機関や保険薬局、指定訪問看護事業者への窓口での支払いが、自己負担限度額までに抑えられるようになっていきます。)

高額な外来診療を受けた場合、ひと月の窓口負担が限度額を超えた場合でも、いったんその額を支払い、後で医療保険者から高額療養費として支給されていましたが、認定証を提示することにより、限度額までの支払いで済むようになります。

限度額は、年齢や世帯の住民税課税状況に応じて決定されます。外来診療において限度額に達したか否かの計算は、月ごと、個人ごと、医療機関ごと、

医療機関などで提示するもの

年齢・住民税課税状況	提示するもの
国民健康保険 70歳未満の人	①国民健康保険被保険者証 ②限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証
国民健康保険 70歳以上75歳未満で世帯主と被保険者が非課税の人	①国民健康保険被保険者証 ②高齢受給者証 ③限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証
国民健康保険 70歳以上75歳未満で世帯主または被保険者が課税されている人	①国民健康保険被保険者証 ②高齢受給者証
後期高齢者医療保険 非課税世帯の人	①後期高齢者医療被保険者証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証
後期高齢者医療保険 課税世帯の人	後期高齢者医療被保険者証

内科ごと、歯科ごとに行います。また、保険適用ではない医療行為は、対象となりません。

医療機関などの窓口に表示するものは、人により異なります。詳しくは左の表を参照ください。なお、認定証は市民課で交付していますので、必要な人は、保険証と認め印を持参の上、申請にお越しください。

70歳以上の住民税課税世帯の人は、お持ちの保険証であらかじめ限度額までに抑えられるようになっていたため、認定証の申請は必要ありません。

みんなおいでよ!

**アンビシャス広場** からのお知らせ

●郷育推進課(津屋崎庁舎) ☎52・4969

みやじアンビシャス広場の体験会開催!

子どもたちが放課後や休日に安心して気軽に立ち寄ることができる居場所、豊かな体験活動ができる場所、さまざまな人が出会う場所、地域・学校・家庭が交流できる場所、それがアンビシャス広場です。

みやじアンビシャス広場では、週に2回(金曜日・土曜日)、宮司コミュニティセンターで広場を開所し

ています。また夏休みには、宮地嶽神社の境内でラジオ体操を行い、終了後には清掃の奉仕活動、物づくり教室を開催し、子どもから大人まで楽しみながら活動しています。

今回、みやじアンビシャス広場の体験会を開催します。たくさんの参加をお待ちしています。

- 日時 3月23日(土) 10:00~12:00
- 場所 宮司コミュニティセンター 多目的ホール
- 対象 小学校新1年生(4月より小学校入学予定者)
- 内容 簡単な工作、広場の活動紹介
- 参加費 無料(事前申込不要)
- ※持参品はありません。必ず保護者同伴で参加してください。
- 問い合わせ みやじアンビシャス広場 代表:岩崎 ☎42・7894



▲夏休み「料理教室」の様子

もっと身近に

**介護情報**

高齢者サービス課(福間庁舎) ☎43・8191

**介護保険料の納め忘れにご注意**

介護保険はみんなで支え合う制度です。納めていただいている介護保険料は、介護保険を健全に運営していくための大切な財源となります。

介護保険料(普通徴収(納付書または口座振替))の納め忘れはありませんか?

65歳以上(第1号被保険者)のかたの介護保険料は、原則として年金からの特別徴収(天引き)とされています。しかし、65歳になつたばかりのかた、転入したばかりのかた、特別徴収対象外の年金のみを受給しているかたなどは、普通徴収(市役所が送付する納付書または口座振替手続き)として直接納付していただきます。

介護サービスが必要になったときに、安心して利用できるように、保険料を納期限内に納付してください。よろしくお願いします。



介護保険料を納めていない状況が続くと、滞納期間に応じて次のような取り扱いをするように定められています。

**1年以上滞納すると...**介護保険サービスにかかる費用の全額をいったん自己負担しなければなりません。申請により後で保険給付分(9割)が支払われます。

**1年6カ月以上滞納すると...**保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。

納め忘れを防ぐためにも、口座振替をぜひ利用してください。また、特別な事情により期限内に納付することができない場合は、高齢者サービス課に相談してください。

**問い合わせ** 高齢者サービス課 ☎43・8191





▲生徒会役員によるデートDVのロールプレイ

暴力には、殴る・蹴るといった身体的な暴力の他に精神的な暴力も含まれます。その例としては  
・メールの返信をすぐにするように強要する。



▲グループ討議の様子

「身体的な暴力以外もあるのだと知った」「お互いのことを考えること、嫌なときは自分の気持ちをはっきり伝えることが大事だと学んだ」といった感想がありました。



●男女共同参画推進室(福岡庁舎) ☎43・8116

知っていますか?  
「デートDV」

「デートDV」という言葉をご存じですか? 配偶者間の暴力をドメスティック・バイオレンス(略してDV)と言います。デートDVは、恋人や友達同士の間で起こる暴力のことです。

・相手の携帯電話を見る。また、電話帳などの情報を消去する。  
・暴力的な言動で相手を威圧する。  
・二人きりになることや、性的な関係を強要する。  
といったものがあります。男女間により良い関係を築けるよう、12月14日に津屋崎中学校でデートDVの出前講座を行いました。まずは生徒会役員によるデートDVのロールプレイが行われました。その後は、グループごとにテーマを自分たちで決めて討議を行い、最後に発表をしました。生徒からは、  
「DVは大人の問題と思っていたけれど、自分たちにも起こりえる問題だと知った」  
「身体的な暴力以外もあるのだと知った」「お互いのことを考えること、嫌なときは自分の気持ちをはっきり伝えることが大事だと学んだ」といった感想がありました。

## 消費生活相談室

生活安全課(福岡庁舎) ☎43・8106

### カイロでやけど? 長時間の使用に注意!

【事例1】背中にカイロを貼り、ホットカーペットに寝ていたら、低温やけどを負ってしまった。(90歳代)

【事例2】カイロを24時間継続して貼っていたら、皮膚が赤くなり、水ぶくれができていた。(70歳代)

【アドバイス】カイロの使用により低温やけどになってしまったという情報が多く寄せられています。カイロが皮膚の同じ場所に長時間接触し続けると、低温やけどを起こすことがあります。一カ所に固定したり、圧迫したりしないことが大切です。特に、睡眠中は絶対に使用しないようにしましょう。低温やけどは見た目より重傷の場合があります。また高齢者は重症となる恐れがあるので注意が必要です。早めに専門医の診断を受けましょう。



※毎週月・水・金曜日(9:00~16:00)は市役所福岡庁舎で消費生活相談員が相談を受け付けています。  
※福岡県消費生活センター(☎092・632・0999)でも随時相談を受け付けています。気軽にご相談ください。

FUKUTSU ECO NEWS

# エコにゆうす

●うみがめ課(津屋崎庁舎)  
☎52・4952(環境づくり係・清掃対策係) ☎52・4953(資源リサイクル係)  
FAX52・4469 E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp

何のマーク?... 紙

紙製容器包装のマークです。温水と薬品を加えて機械でどろどろにほぐした後、繊維を漂白し乾かして新たな紙の原料になります。新しい紙製品に生まれ変わります!

## 公設分別ステーションで回収している「古紙・古布」「剪定くず・草」の回収場所を4月から変更します

公設分別ステーション(ハーモニー広場駐車場横会場)開設時に、会場周辺の交通渋滞やごみの散乱が目立つようになり、近隣の住民のかたが困っています。これらの問題を少しでも解消するため、4月から「古紙・古布」・「剪定くず・草」の回収場所を変更します。

古紙・古布については、自治会や子ども会などが地域活動として進めている集団回収に出していただき、剪定くず・草については地域分別に出していただきますようお願いいたします。

都合により地域で出すことができない場合、古紙・古布は「古紙・古布倉庫」に、剪定くず・草は「福津市公設(剪定くず・草)ステーション」(林田産業グリーンリサイクルセンター内)に搬入していただくこともできます。

種類	会場	開設日・時間
古紙・古布	古紙・古布倉庫 (市中央公民館 上段駐車場) 福津市手光2222番地	【開設日】火～金曜日(祝日、8月13日～8月15日、12月28日～1月4日を除く) 【開設時間】9:00～16:30 ※開設時以外は施錠しているため、搬入できません。
剪定くず・草	福津市公設(剪定くず・草)ステーション (林田産業グリーンリサイクルセンター内) 福津市舍利蔵274番地	【開設日】4月・12月～3月:第2・4土曜日 5月～11月:第1・2・3・4土曜日 【開設時間】9:00～11:00、13:00～15:00 ※開設時以外は施錠しているため、搬入できません。

林田産業グリーンリサイクルセンター地図



今までと回収場所・時間が大きく変わることにより、市民の皆さんにはご不便をお掛けすることになりますが、公設分別ステーション付近の環境悪化の緩和・地域分別の推進のため、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、広報ふくつ3月1日号の折り込みチラシや、広報ふくつおしらせ版3月15日号に詳しい内容を掲載しますので、そちらもご覧ください。

## 発掘現場から

教育総務課文化財係・古墳公園建設係(津屋崎庁舎横) ☎52・4968

### 古浜分塩浜

勝浦塩田の沿革を記録した、元文五年(1740)頃の「勝浦村字塩浜築切開一切写簿」に、「古浜分塩浜」が田地になったため、「新塩浜」に代地を渡したとの記事があります。この中の「新塩浜」は寛文八年(1668)に造成された勝浦塩田のことで「古浜分塩浜」は、その勝浦塩田ができる以前に塩をつくっていた塩田と考えられます。記事の中の「古浜」が地名であるとは限りませんが、あんずの里の西側には「古浜」という小字名があります。この近くに「古浜分塩浜」があったのかも知れません。なお、永享九年(1437)の「応安神事次第 追補」に勝浦から宗像宮へ塩を納める記事があるため、勝浦の塩づくりは室町時代には始まっていたとされます。▲現在の小字古浜付近



▲現在の小字古浜付近